

■届出が必要な大規模行為の種類と規模

行為の種類	届出が必要な行為の規模	
建築物等の新築又は移転	建築物 ・高さ20m超 又は ・建築面積1,500㎡超	
	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・高さ30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)
	工作物 ⑦広告塔、広告板その他これらに類する工作物	・高さ20m超、かつ表示面積10㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。) 又は ・高さ10m超、かつ表示面積50㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)
	⑧垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 ⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	・高さ5m超、かつ長さ10m超 ・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。) 又は ・築造面積1,500㎡超
建築物等の増築又は改築	建築物 ・増築又は改築後の高さ20m超 又は ・増築又は改築後の建築面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の建築面積が150㎡以下のものを除く。)	
	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	・増築又は改築後の高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	・増築又は改築後の高さ30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)
	工作物 ⑦広告塔、広告板その他これらに類する工作物	・増築又は改築後の高さ20m超、かつ表示面積10㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。) 又は ・増築又は改築後の高さ10m超、かつ表示面積50㎡超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、増築又は改築に係る部分の表示面積が5㎡以下のものを除く。)
	⑧垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 ⑨観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑩コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 ⑪自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑫石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑬ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	・増築又は改築後の高さ5m超かつ長さ10m超 ・増築又は改築後の高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。) 又は ・増築又は改築後の築造面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の表示面積が150㎡以下のものを除く。)
建築物等の外観の変更	・大規模行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更	
土地の区画形質の変更	・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵	・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ3m超	
鉱物の掘採又は土石の類の採取	・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	